

丹波市都市計画マスタープラン（改定案）に対するパブリックコメント ご意見・ご提案と市の考え方の回答（案） 【一部修正版】

●パブリックコメント実施概要

- ・期間：令和4年6月1日 ～ 令和4年6月30日
- ・公表資料：丹波市都市計画マスタープラン（改定案）
- ・意見提出：6名から57件のご意見・ご提案がありました。

●市の考え方（回答）について

- ・ご意見・ご提案に対する市の考え方を下記の表に整理して回答しています。
- ・ご意見・ご提案を踏まえ、丹波市都市計画マスタープラン（改定案）に対する必要な反映・修正等を行い、都市計画審議会等での審議を通じて、策定を進めていきます。

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
1	P1	<p>マスタープラン（改定案）には「はじめに」が必要では</p> <p>平成24年5月策定の丹波市都市計画マスタープランは「P125の「都市計画マスタープランの進捗管理」で記している「おおむね20年後の都市の姿を展望しながら、10年後を目標年次としています。」の期限なしの立法から、計画期限（〇年～〇年）の計画とは異なり、第1次期計画⇒第2次⇒第〇次期計画のようにできない、エントレスに「改定」で改正する形式の計画であるから、改定理由・箇所を「序章基本的事項」に入る前に、前文（「はじめに」）項を設置し説明がないと、「質」の良いパブコン（意見・提案）ができない。</p> <p>今回であればP125の内容に対するパブコンとなるので、次回の改定ではページ数も増えるのではと解すると概要版も添付したパブコンにしないと『しんどい』です。丹波市自治基本条例第17条第3項「市長等は、計画等を市民にはかるときは、適切な時期に、わかりやすく情報を提供し、パブリックコメント、アンケート調査、説明会や公聴会の開催等多様な方法を提供するとともに、市民同士で意見交換ができる場の提供等の支援を行わなければなりません」とある。</p>	<p>P1「(1) 都市計画マスタープラン改定の背景」に、下記のような観点を補強するなど、ご意見を反映して修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹波市総合計画後期基本計画や丹波市まちづくりビジョンなど上位・関連計画の策定が進んだこと。 ・社会経済状況の変化に対応していく必要があること。 ・生活環境の充実と地域の個性を生かしたまちづくりを進めること。 ・多様な主体が参画・協働するまちづくりをさらに推進していくこと。 ・これらをもって、都市経営と暮らしの両面から持続的なまちづくりを実現していくために、改定すること。 <p>より分かりやすい情報の提供方法については今後の取組において参考とさせていただきます。</p>	<p>P1 13行目の「都市の暮らしを巡るこうした転換期にあって、本市が都市経営と暮らしの両面から……」の説明文を、次のとおり修正。</p> <p>「当初計画の策定後10年を迎える中で、丹波市総合計画後期基本計画や丹波市まちづくりビジョンなど上位・関連計画の策定が進んだことから、これらに即して見直す必要があります。また、社会経済状況の変化に対応しつつ、市民の生活環境の充実と地域の個性を生かしたまちづくりについても取り組みを進めていく必要があること、さらに、多様な主体が参画・協働するまちづくりを一層推進していくことも重要となっています。</p> <p>こうしたことに対応して、本市が都市経営と暮らしの両面から持続的なまちづくりを実現していくために、都市計画マスタープラン（“丹の里”まちづくり計画）の改定を行います。」</p>
2	P2	<p>関係図中央の「丹波市都市計画マスタープラン」の左横欄に丹波市分野別計画が例示され、両方の欄を「調整・整合」という用語でつないで関係性を説明しています。一方、下欄には「都市基盤施設などの整備計画」があり、これとは「即する・連携する」という用語で関係性を説明しています。またそこに記載されている計画は既存の計画か、今後策定する計画かがわかりにくくなっています。上欄に掲載されている計画は既に策定されている計画で、これを踏まえて、そしてそれらとの整合性を図りながら都市計画マスタープランを策定することになると思いますが、左欄の計画も下欄の計画も、今回新たに策定される都市計画マスタープランを踏まえて、そして都市計画マスタープランと整合を図りながらそれぞれの計画の策定・改定をすることになると思います。今の案では、分野別計画に対して都市計画マスタープランの側が整合を図るために内容の調整を行わなければならぬようにも見えてきます。実際の実務の場面では、そういう作業もあるかと思いますが、理</p>	<p>P2の模式図について、各計画との関係を再整理し、分かりやすくなるように表現を改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p>P2(3) 都市計画マスタープランの位置付けの説明文を次のように修正。</p> <p>都市計画マスタープランは、本市の最上位の計画である「<u>第2次丹波市総合計画</u>」並びに<u>兵庫県が定める「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（丹波地域都市計画区域マスタープラン）</u>に即して定めると共に、「<u>丹(まごころ)の里創生総合戦略</u>」、「<u>丹波市人口ビジョン</u>」及び「<u>丹波市まちづくりビジョン</u>」と調整・整合を図ります。</p> <p>P2の模式図の修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの上欄にある「丹(まごころ)の里創生総合戦略丹波市人口ビジョン・丹波市まちづくりビジョン」を左欄に移動し、「調整・整合」と追記。

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>念的には都市計画マスタープランが策定されて、もしその方向性と整合のとれない既存の個別計画があれば、その個別計画を次回改定時に見直すということになるかと思えます。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>都市計画マスタープランの左欄にある「丹波市分野別計画」を下欄に移動させるとともに、「丹波市分野別計画の策定・改定」とし、「都市基盤施設などの整備計画」を「都市基盤施設などの整備計画の策定・改定」とする。あわせて今回の都市計画マスタープランの重要なポイントとなる「雨水管理総合計画」と「国土強靱化丹波市計画」を例示の計画としてあげる。</p>		<p>・都市計画マスタープランの左欄にある「丹波市分野別計画」を下欄に移動し、「丹波市分野別計画の策定・改定」と名称変更。</p> <p>・「都市基盤施設などの整備計画」を「都市基盤施設などの整備計画の策定・改定」と名称変更。</p> <p>あわせて今回の都市計画マスタープランの重要なポイントとなる「雨水管理総合計画」と「国土強靱化丹波市計画」を例示の計画として追加。</p> <p>・都市マスと各計画との関係を、「即する・連携する」から「整合・連携・調整」に修正。</p>
3	P5 1 行目及び 2 行目 P8 1 行目	<p>P5の 1 行目及び 2 行目で「3 都市の将来像」「(1)都市の将来像」とあり、P8の 1 行目では「将来の都市構造」とそれぞれ見出しが付けられています。まず言葉の問題としてこの両者の違いが分かりません。都市の将来像といったものは、様々な計画において、その計画の切り口に沿って描かれています。総合計画では、大切にすべき理念を前面に出した将来像ですし、まちづくりビジョンでは都市構造の視点からの将来像を描いていますし、創生総合戦略では人口が減少する将来における活力ある暮らしの姿という視点から将来像を描いています。この都市計画マスタープランにおける「3 都市の将来像」においても、その項で記述している内容に着目して、わかりやすい見出しを付けてはどうかと思います。また、「3 都市の将来像」と「4 将来の都市構造」をわざわざ大きな項目として分けて記述する意義がよく理解できませんし、そうした類似した見出しをつけることでかえって読者を混乱させることになると思います。「3 都市の将来像」の中の小項目にしてもよいのではないかと思います。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>P5の 2 行目の見出しを、「(1)丹波市総合計画が示す都市の将来像」と修正し、続く説明文を「2015年 3 月に策定した第 2 次丹波市総合計画の基本構想において、先人が築いてきた環境や文化を守り、“人”“自然”を基本に、「人と人」、「人と自然」と、その「交流」を通して、ふるさとに誇りと愛着を持つ人材を育み、丹波市らしさを創造するため、次のような将来像を掲げています。」とする。</p>	P5 2行目の見出しを「(1)丹波市総合計画が示す都市の将来像」と修正し、説明文も分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。	<p>P5 2行目の見出しを、「(1)丹波市総合計画が示す都市の将来像」と修正し、続く説明文を次のように修正。</p> <p>「2015年 3 月に策定した第 2 次丹波市総合計画の基本構想において、先人が築いてきた環境や文化を守り、“人”“自然”を基本に、「人と人」、「人と自然」と、その「交流」を通して、ふるさとに誇りと愛着を持つ人材を育み、丹波市らしさを創造するため、次のような将来像を掲げています。」と修正。</p>
4	P6 1 行目見出し 及びそれに 続く説明文	<p>P6の「まちの姿」「暮らしの姿」は将来の目指す姿を描いているものですが、それと「まちづくりの方針」との関係がわかりにくいので、一定の説明文を加える必要があると思います。また原案では、「……未来に向けたまちづくりの方針として位置付けています」とありますが、「姿」がそのまま「方針」というのはおかしいと思います。まちづくりビジョンでも若干そのような表現になっていますが、そこは訂正した方がよいと思います。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>P6の 1 行目の見出しを、「(2)丹波市まちづくりビジョンが示す都市の将来像」と修正し、続く説明文を次のように修正する。</p>	P6 1行目の見出しを「(2)丹波市まちづくりビジョンが示す都市の将来像」と修正し、説明文も分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。	<p>P6 1行目の見出しを、「(2)丹波市まちづくりビジョンが示す都市の将来像」と修正し、続く説明文を次のように修正。</p> <p>「丹波市まちづくりビジョン」は、市の未来を見据えて、人口減少・少子高齢化が進行する社会においても、都市経営を持続しながら、市民の暮らしを守りまちの活力を維持・向上していくことを目指して、全市的な都市機能の配置、都市構造の観点から、まちづくりの方向性を示すものです。まちづくりビジョンでは、効率的で利便性が高い都</p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>「丹波市まちづくりビジョン」は、市の未来を見据えて、人口減少・少子高齢化が進行する社会においても、都市経営を持続しながら市民の暮らしを守り、まちの活力維持・向上に向けて、全市的な都市機能の配置、都市構造の観点から、まちづくりの方向性を示すものです。まちづくりビジョンでは、効率的で利便性が高い都市機能と日常生活に必要な生活環境が構築された将来の「まちの姿」とはどんな姿なのか、そして私たち市民は、その将来のまちにおいて暮らす、生きがいと生業をもった「暮らしの姿」とはどのような姿なのか、を次のように描き、示しています。そして、この「まちの姿」と「暮らしの姿」の実現に向けて取り組むことを、「まちづくりの方針」として定めています。丹波市都市計画マスタープランにおいても、「まちづくりビジョン」で示す「まちの姿」と「暮らしの姿」の実現に向けて、具体的な方向、施策、手法などを示していきます。」</p>		<p>市機能と日常生活に必要な生活環境が構築された将来の「まちの姿」とはどんな姿なのか、そして私たち市民は、その将来のまちにおいて暮らす、生きがいと生業をもった「暮らしの姿」とはどのような姿なのか、を次のように描き、示しています。そして、この「まちの姿」と「暮らしの姿」の実現に向けて取り組むことを、「まちづくりの方針」として定めています。</p> <p>本計画においても、「まちづくりビジョン」が示す「まちの姿」と「暮らしの姿」の実現に向けて、次のように定めます。</p>
5	P7 1 行目見出し及びそれに続く説明文	<p>P7「まちづくりの方向性」では、「まちの姿」と「暮らしの姿」の実現に向けて、まちづくりの基本的な方向性を次のように定めています。」と説明していますが、これについても、「まちづくりの方向性」とそれぞれの「姿」との関係性の説明がないので、なぜこのような方向性がでてくるのか理解しにくくなっています。もともとまちづくりビジョンそのものにおいても説明がなく、わかりにくくなっているのですが、補足をした方がよいと思います。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>P7の1行目見出しを「(2)丹波市まちづくりビジョンが示すまちづくりの方向性」と修正し、P7の2行目以降の説明文を次のように修正する。</p> <p>「丹波市まちづくりビジョン」では、将来の「まちの姿」と将来の「暮らしの姿」を示しましたが、こうした将来の「姿」が絵に描いた餅に終わらず実現されるためには、提供される都市機能について、中心部に集積させて強化し、効率化する機能と、住み慣れた地域に住み続けるために地域に残し、生活サービスの維持・向上に資する機能に分け、再配置するとともに、さらに中心部に集積された都市機能については居住場所に関係なく誰もが享受できるようにする、そうしたまちづくりの2つの方向性が重要であることを示しています。今回改定する丹波市都市計画マスタープランにおいても、「丹波市まちづくりビジョン」の「まちづくりの方向性」を踏まえて、具体的な施策を全庁的に推進していきます。」</p>	P7 1行目の見出しを「(3)丹波市まちづくりビジョンが示すまちづくりの方向性」と修正し、説明文も分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。	<p>P7 1行目見出しを「(2)丹波市まちづくりビジョンが示すまちづくりの方向性」と修正し、続く説明文を次のように修正。</p> <p>「丹波市まちづくりビジョン」では、将来の「まちの姿」と「暮らしの姿」を実現していくには、提供される都市機能について、中心部に集積させて強化し効率化する機能と、住み慣れた地域に住み続けるために地域に残し生活サービスの維持・向上に資する機能に分け、再配置するとともに、さらに中心部に集積された都市機能については居住場所に関わらず誰もが享受できるようにする2つの方向性が重要であることを示しています。本計画においても、「丹波市まちづくりビジョン」の「まちづくりの方向性」と整合を図りながら施策を全庁的に推進していきます。</p>
6	P8 将来の都市構造	<p>2020年に策定された「まちづくりビジョン」では、「地理的条件、地域のまとまりなどから市域北西側(青垣地域+氷上地域)を「西部区域」、市域北東側(市島地域+春日地域)を「東部区域」、市域南側(山南地域+柏原地域)を「南部区域」と3つの区域として位置付けます」とありました。しかし、「都市計画マスタープラン(改定案)」には、具体的な計画や説明がありませんでした。具体的な記載をお願いします。</p>	まちづくりビジョンの内容を引用し説明することによって、分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。	<p>P8 将来の都市構造（頭番号4から5に変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2行目からの将来の都市構造の説明文の修正。 ・【都市機能の連携のあり方】及びイメージ図削除。 ・4行目に項目名称【都市機能配置の階層性の考え方】の追記、続く説明文を次のように追記。 <p>「丹波市まちづくりビジョン」では、6つの地域の拠点を基盤として、将来の社会環境の変化に対応した効率的で持続可能な都市経営に向けて、都市施設の集積・連坦の状況や地理的条件、地域のまとまりなどから、市全体を「1つ</p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
				<p>の中心部と3つの区域」に構成するとしています。そして3つの区域は市域北西側（青垣地域＋氷上地域）の西部区域、市域北東側（市島地域＋春日地域）の東部区域、市域南側（柏原地域＋山南地域）の南部区域としています。そのうえで、都市機能の配置として、中心部を全市的で高度な都市機能の一定の集積を図る「都市機能集積エリア」とし、3つの区域は全市的な都市機能を補完し、区域範囲における都市機能の維持を図る「都市機能保全エリア」と位置付けています。さらに中心部と3つの区域は、鉄道や路線バスによる地域連携軸によって、地域や地区及び各集落等は、路線バスやデマンド（予約）型乗合タクシー等による生活連携軸によって連携を強化するとしています。</p> <p>本計画においても、「丹波市まちづくりビジョン」の都市機能の再配置と連携の考え方に即して、都市の構造化を進めていきます。</p> <p>・P8下段に【都市機能及び生活機能配置に係る階層性のイメージ図】を追記。</p>
7	P8 1 行目見出し及びそれに続く説明文	<p>P8の「4将来の都市構造」という見出しは、前述のように「1都市の将来像」や「(1)都市の将来像」などとの違いがわからず、かえって混乱をまねくので別の用語を用いたほうがよく、また大きな項目にせず、「1都市の将来像」の小項目にしたほうが、都市の将来像の説明の流れの中で説明でき、理解しやすいと思います。また原案では、「まちづくりビジョン」のP40の「3都市機能配置のあり方」から抜粋して記述していますが、この内容は前項の「(3)まちづくりの方向性」でほぼ言い尽くしているため重複感があります。むしろ「まちづくりビジョン」のP41以降の「都市の構造化」の方が重要な概念なので記述するとすれば、その内容を抜粋して記述すべきかと思います。またP8の「都市機能配置のイメージ図」が掲載されていますが、そこには3つの区域が表されています。「区域」とはどのような概念か、それが6つではなくなぜ3つなのかの説明なしに掲載されており、混乱をまねくと思います。この部分を引用するならば、詳しい説明を含めて引用すべきだと思います。ただ、先ほども言ったように、重要なのは「都市の構造化」の話であり、「都市機能配置に係る階層性」の話であるので、その部分を「まちづくりビジョン」の説明をわかりやすく噛み砕いて説明すべきかと思います。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>P8の内容を「都市機能配置に係る階層性」の内容に入れ替えるべきかと思いますが、仮に内容はそのままにする場合でも、見出し及び説明文は以下のように修正すべきかと思います。1行目見出し「4将来の都市構造」を「(4)将来の都市機能再配置のあり方とその連携」に修正し、次のような文章を適切な箇所に挿入する。</p> <p>「丹波市まちづくりビジョン」では、6つの地域の拠点を基盤として、将来の社</p>	<p>都市の構造を示すため、まちづくりビジョンの「都市機能に係る階層性」の部分引用して説明することによって、分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p>・意見No.6の対応のとおり【都市機能配置の階層性の考え方】の追記、続く説明文を追記。</p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>会環境の変化に対応した、効率的で持続可能な都市経営に向けて、都市施設の集積・連坦の状況や地理的条件、地域のまとまりなどから、市全体を「1つの中心部と3つの区域」に構成するとしています。そして3つの区域は市域北西側(青垣地域+氷上地域)の西部区域、市域北東側(市島地域+春日地域)の東部区域、市域南側(柏原地域+山南地域)の南部区域としています。そのうえで、都市機能の配置として、中心部を全市的で高度な都市機能の一定の集積を図る「都市機能集積エリア」とし、3つの区域は全市的な都市機能を補完し、区域範囲における都市機能の維持を図る「都市機能保全エリア」と位置付けるとしています。さらに中心部と3つの区域は、鉄道や路線バスによる地域連携軸によって、地域や地区及び各集落等は、路線バスやデマンド型集合タクシー等による生活連携軸によって連携を強化するとしています。今回改定する丹波市都市計画マスタープランにおいても、「丹波市まちづくりビジョン」の都市機能の再配置と連携の考え方に即して、都市の構造化を進めていきます。」</p>		
8	P9 未来都市構造のイメージ図	<p>原案では、いきなり「未来都市構造のイメージ図」が説明なしに表れています。3つの区域、地域連携軸や生活連携軸など説明がなく、また商業業務ゾーンや医療福祉ゾーンなどのゾーニングに対する説明もなく、図に記載されています。少なくとも私が今回修正意見として提案した前項「(4)将来の都市機能再配置のあり方とその連携」の説明があってはじめて理解できるのではないかと思います。</p> <p>〈修正案〉 前項「(4)将来の都市機能再配置のあり方とその連携」の説明を入れる。 「丹波市まちづくりビジョン」P46の凡例の説明を入れる。 ゾーニングに関する説明を加える。特に今回の都市計画マスタープランでは、「丹波市まちづくりビジョン」で示したゾーニングを具体的に進めるための施策、手法の方向性を示すことが重要であるので、ゾーニングの話はしっかりと説明しておく必要がある。</p>	<p>未来都市構造のイメージ図の説明を加えるなどによって、分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p>P9下段に「未来都市構造のイメージ図」の説明を追記。</p>
9	P6~9	<p>「丹波市まちづくりビジョン」に、『情報化社会に適応する』という内容を入れます。それは、「第1方向市の中心部に都市機能の一定の集積を進める都市デザイン」と「第2方向住み慣れた地域に住み続ける生活スタイル」の両方に関係します。5G電波通信ネットワークインフラを構築し、「未来都市構造図」に、物理的な利便性を実現するための5G電波通信ネットワーク構造図のレイヤーを加えます。これは、「丹波市都市計画マスタープラン」内の主要な課題問題を解決または対応するための主要なツールになります。また、将来の教育、産業、生活の可能性を開きます。</p>	<p>本計画において、「まちづくりビジョン」の内容を変えることはできません。 通信インフラ整備の重要性については、全体構想の中心拠点(P53)・区域拠点(P56)それぞれに記載しております。</p>	
10	P29 右下の凡例	<p>「合併浄化槽区域」の表現ですが平成12年に浄化槽法の改正があり、「浄化槽」の定義の変更等が行われました。それは、し尿及び雑排水を処理する合併処理浄化槽のみを「浄化槽」と定義するとともに、原則単独浄化槽の新設が禁止され、以後、合併処理浄化槽は、「浄化槽」と表記されるようになりました。このことは、第2次丹波市総合計画後期基本計画、丹波市過疎地域持続的発展計画及びこの計画書</p>	<p>P29図の凡例中、「合併浄化槽区域」→「浄化槽推進区域」に修正します。</p>	<p>P29図の凡例中、「合併浄化槽区域」→「浄化槽推進区域」に修正。</p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		(案)63p上段においても浄化槽という表記が使用されています。そのため、'合併浄化槽区域の表記は、「浄化槽推進区域」又は、「浄化槽区域」の方がよいのではないかと思います。なお、「浄化槽推進区域」の表記は、丹波市過疎地域持続的発展計画においても「浄化槽推進区域」の表記がされています。		
11	P30 「イ 河川」 の説明文	加古川水系、由良川水系のことが記述されていますが、この両水系については、兵庫県が地域総合治水推進計画を策定しているため、河川整備計画に基づいた事業を展開しているという記述に加えて、そのことを記述してはどうかと思います。また「丹波市雨水管理総合計画」の策定に向けて取り組んでいるという記述がありますが、非常に重要な計画なので、それがどのようなもので、どのような効果を期待しているかなどの説明の記述をすべきかと思います。	「兵庫県地域総合治水推進計画」が策定されていることを追加します。 「丹波市雨水管理総合計画」について、説明の記述をします。	P30 5行目の説明文を次のように修正。 加古川水系、由良川水系とも、大雨による浸水被害が想定されており、それぞれの水系において、「兵庫県地域総合治水推進計画」が策定され、河道掘削による河積の拡大や築堤、護岸整備など、それぞれの河川整備計画に基づいた事業を実施しています。 また、令和3年度より丹波市全体の基本的な方針や内水による浸水被害対策として、「丹波市雨水管理総合計画」の策定に向けて取り組んでいます。
12	P32 「(12) 景観」 の説明文	P 7以降に本市の景観に関する課題が述べられています。近年、丹波市内各地で太陽光パネルの設置が増え、特に田畑に設置されたり、山裾に設置されるものが増え、丹波の田舎らしい原風景が失われていると問題になっています。市では開発指導要綱を改正し、指導対象の面積を下げたり、設置の際の守るべき基準を詳細にするなどの抑制施策をとっていますが、十分な効果が現れていません。こうした現状に触れておくべきだと思います。	太陽光パネルは景観法による規制誘導対象にすることは困難であり、仮に対象行為にしたとしてもその行為に対して景観形成基準に基づいて形態や意匠の制限を助言指導するものであり、立地を制限することはできません。 そうしたことから、太陽光パネルの問題は、景観上は周辺景観に配慮を求める必要はあるものの、本質的には土地利用上の問題であると認識しています。そのため、p20開発動向や農地転用動向で太陽光発電施設が多いことを示したうえで、p53以降の土地利用方針の必要な個所において周辺環境との調和を確保する旨方向付けています。	
13	P48 15 行目	P48「全市的な視点から主要な都市機能の集積や誘導を行い」とありますが、中心部に集積させる機能は必ずしも「主要な機能」ではなく、都市機能の強化や持続可能性、効率性の観点から中心部に誘導することが好ましい機能だけを誘導することになります。例えば、教育機能などは都市の主要な機能ではありますが、中心部に誘導するのではなく、地域に残す機能という整理になっています。 (修正案) 「全市的な視点や都市の機能強化、持続可能性の観点などから中心部に集積・誘導することが望ましい一定の都市機能の集積や誘導を行い」に修正する。	「全市的な視点や都市の機能強化、持続可能性の観点などから中心部に集積・誘導することが望ましい一定の都市機能の集積や誘導を行い」と改めるなど、ご意見を反映して修正します。	P48 (2) イの説明文を次のように修正。 全市的な視点や都市の機能強化、持続可能性の観点などから中心部に集積・誘導することが望ましい一定の都市機能の集積や誘導を行い、地域との交通ネットワークを確保するとともに、丹波市都市圏形成を牽引する人や経済の吸引力や魅力の創出を図る必要があります。
14	P48 21 行目	P48「住み慣れた地域での暮らしを支える拠点の形成が必要です」とあるが、必ずしも地域に拠点が必要なのではなく、20行目の「都市機能の一定の集積を進める中であつても」という文章を受けて、都市機能の再配置の中で、地域に残す機能というものがあり、その残すべき機能を集積させたところが地域拠点であるということがわかるように表現する必要があります。 (修正案) 「住み慣れた地域での暮らしを支える」の後に、「ための機能を残すことが必要	「住み慣れた地域での暮らしを支えるための機能を残すことが必要であり、そうした機能を残した拠点の形成が必要です」と改めるなど、ご意見を反映して修正します。	P48 (3) アの説明文を次のように修正。 人口減少や高齢化が顕著に進む地域では、買い物・医療・福祉などの生活サービス機能の低下やコミュニティの弱体化などが危惧されることから、都市機能の一定の集積を進める中であつても、住み慣れた地域での暮らしを支えるための機能を残すことが必要であり、そうした機能を残した拠点の形成が必要です。

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		であり、そうした機能を残した」を入れる（「住み慣れた地域で暮らしを支えるための機能を残すことが必要であり、そうした機能を残した地域拠点の形成が必要です」に修正する）。		
15	P48 33 行目	P48の『「住みたい・住んでよかった」と思える質の高い定住環境』とは具体的にはどういったことでしょうか。説明と記載をお願いします。	住まいとそれを支える住環境が、安全で安心して暮らすことができ、また日常生活や地域コミュニティが整い快適に暮らせる環境を形成していく必要があると考えています。このため、「市民や移住者が身近な暮らしの環境に満足し「住みたい・住んでよかった」と思える…」といった説明を補強するなど、ご意見を反映して修正します。	P48（5）アの説明文章中、 「住みたい・住んでよかった」と思える質の高い定住環境を形成するため・・・の文章の前に、「市民や移住者が身近な暮らしの環境に満足し」を追記。
16	P48 33 行目～35 行目	P48「質の高い定住環境を形成するため、生活基盤の整備・充実や地域環境と調和した住環境の形成が必要です」とあるが、このうち「生活基盤の整備・充実」が非常に抽象的で、あらゆるものが該当するため記述することに意味がないように思います。また生活基盤の充実であれば、大都市圏に居住する方がはるかに満たされるわけですので、わざわざ丹波市に移住し、定住しようとする人は、そうしたものに大きな価値観を置いていると思われません。丹波市としてはそうしたものは異なるものを充実させていくことが必要です。 〈修正案〉 「豊かな自然や豊かな人間関係、そうした中での優しい子育て環境、新しい仕事に挑戦すること、新しい仕事をつくることに優しい丹波市民の気質、風土など移住定住しようとする人を応援する環境・仕組みが必要です。」といったニュアンスの文章に修正する。	ここでは、都市基盤のうち幹線道路など都市全体レベルの大きなインフラではなく日常生活レベルのインフラを整備・充実することの必要性を述べています。その意味で「生活基盤」と表現していましたが、ご意見の通り別の意味で捉えられる恐れがあることから、正しく伝えるため、「生活を支える都市基盤」と改めるなど、ご意見を反映して修正します。	P48（5）ア の説明文章中、 「生活基盤の整備」を「生活を支える都市基盤の整備」に訂正。
17	P49 1 行目	P49 空き家、空き店舗、空き地の生活環境保全の観点から、「適切な土地利用の規制誘導などを推進する必要があります」とありますが、具体策が明示されていないので、どのような手法で規制できるのか、本当に規制できるのかがよくわかりません。空き家や空き店舗、空き地などは人の暮らしや経済活動の異動によって生じますから、規制によって抑制できるとは思えません。空き家対策は、既にインセンティブを用意して全国でもトップクラスの誘導策を講じていると思いますが、さらに充実するなら、そういったことを記述すべきだと思います 〈修正案〉 規制という手法で空き家等の抑制を図ることは難しいとは思いますが、それでもあえて規制という手法を活用するというのであれば、少なくとも考えられる手法、施策を例示としてあげておくことが有効だと思われる。そうでないと、難しい分野だけに説得力がないと思われる。また空き家対策は現時点で全国のトップクラスのインセンティブを講じているが、さらに充実させるなら、どういった部分を充実させるのかを記述することが必要だと思う。	ここは課題認識を示しています。 また、対策については、今後個別の施策・事業等として検討・実施していくものとしています。 なお、想定される対策としては、空き家、空き店舗については現在も取り組んでいる「利活用促進」、また空き地については管理不全や迷惑利用等を防止する観点から「土地利用規制・誘導」の方策について検討していく必要があると考えていますが、現時点で施策・事業が確定しているわけではなく、ご指摘のとおり土地利用の「規制」で有効策は想定しにくいことから、ご意見を反映して修正します。	P49（5）イの説明文を次のとおり修正。 人口減少に伴って増加しつつある空き家、空き店舗、空き地などについて、生活環境保全の観点から、活用促進や適切な土地利用の誘導などを推進する必要があります。
18	P49 8 行目～9 行目	P49「(6)自然環境の保全・活用と景観形成」の中で、丹波市らしい景観の形成と継承の必要性を課題としてあげていますが、景観に関する課題をあげるなら、太陽光パネルの課題は必ずあげるべき課題だと思います。また、今回の都市計画マスタ	太陽光パネルについては景観上の問題も含む土地利用の問題として認識しています。 このため、p49(8)無秩序な開発の防止の中で、「・・・太陽光	P49（8）アの説明文を次のとおり修正。 本市の恵まれた自然環境や景観を守りつつ、地域活性化に資する新たな開発などとの両立を図るため、太陽光パネル

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>ープランの重要ポイントとして最初にあげるべき問題だと思えます。なお、「(8)無秩序な開発の防止と計画的な土地利用の推進」の項目で読み取れるという説明もあろうかと思いますが、「無秩序な開発」としてではなく「景観」の問題として、ここでしっかりと記述すべきだと思います。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>「これまで、太陽光パネルは自然環境の保全上、必要だという位置づけのもと推進しつつ、調和した都市開発の誘導の観点から一定の規制、誘導を行ってまいりましたが、丹波市らしい景観を継承していくため、さらに景観行政の観点からの規制を検討していく必要があります」といったニュアンスの文章に修正すべきかと思えます。</p>	<p>パネルを含む工作物や建築物等が農林環境や居住環境を阻害しないよう、無秩序な開発を防止するとともに、周辺環境と調和した土地利用や景観への配慮について誘導を図る必要があります。」といった表現に改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p><u>を含む工作物や建築物等が農林環境や居住環境を阻害しないよう、無秩序な開発を防止するとともに、周辺環境と調和した土地利用や景観への配慮について誘導を図る必要があります。</u></p>
19	P49 15 行目～16 行目	<p>P49「(7)産業や交流などの活力増進に対応した都市づくり」の項目で、地域経済の活性化に向けて、新たな土地利用の規制・誘導、周辺地域の環境や景観との調和などの推進を記述しています。今回の丹波市都市計画マスタープランの改定の最重要ポイントは、「丹波市まちづくりビジョン」の実現方策を示すことであり、その具体策の一つはそこで示されているゾーニングの推進であると思われるので、この項目では「丹波市まちづくりビジョン」で示された市の中心部のゾーニングを推進する必要があることを記述すべきかと思えます。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>次のようなニュアンスの文章を入れてはどうかと思えます。「人口減少が進む中でも丹波市の地域経済が将来にわたって活力を持ち続けていくためには、「丹波市まちづくりビジョン」で示されているように、市の中心部にゾーニングによる都市機能の集積を進めていくことが重要です。このゾーニングによる都市機能の集積を進めるための土地利用規制や誘導策などを明確にしていく必要があります。」</p>	<p>ここでは、市の中心部（中心拠点）だけでなく、市全体の工業拠点における、地域経済の活性化に向けての課題を示しております。</p> <p>確かに、まちづくりビジョンで示されている「市の中心部にゾーニングによる都市機能の集積を進めていくこと」は重要ではありますが、都市計画マスタープランでは、まちづくりビジョンのゾーニングとの整合を図りながら、「都市づくりの課題」全般において、移住定住の面、産業や交流の面及び土地利用の面での課題として、土地利用規制や誘導を図ることが必要であると示しております。</p>	
20	P49 33 行目～36 行目	<p>P49の「地域資源を生かしたまちづくりを推進するため、市民などの取り組みを支援する、仕組みづくりや関連施策との連携などを進める必要があります」の意味が分かりませんでした。「市民などの取り組みを支援する」、「仕組みづくり」、「関連施策との連携」とは具体的に何のことなのか、説明を加えていただきたいです。</p>	<p>「地域資源を生かしたまちづくりを推進するため、市民や事業者等が主体的に取り組むまちづくり活動や地域活性化の取り組みに対して、市として技術的な助言や助成金等の情報の提供、あるいは市の施策と連携して取組の幅を広げるなど、きめ細かな支援や協働に取り組む必要があります」といった表現に改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p><u>P49（10）イの説明文を次のとおり修正。</u> <u>地域資源を生かしたまちづくりを推進するため、市民や事業者等が主体的に取り組むまちづくり活動や地域活性化の取り組みに対して、市として技術的な助言や助成金等の情報の提供、あるいは市の施策と連携して取組の幅を広げるなど、きめ細かな支援や協働に取り組む必要があります。</u></p>
21	P50	<p>P50「第2章都市づくりの目標」を「国連が定めるSDGsの目標との対応関係を示している」とするなら、SDGsの達成目標年が2030年となっているので、エンドレスの都市計画マスタープランは2030年以降において、対応関係は消滅すると解する。∴『国連の定める2030年達成目標SDGs・・・対応関係を示しています。』とすべきと考える。</p>	<p>本計画の目標とSDGsの目標の対応関係を示すものですが、「国連の定める2030年達成目標SDGs・・・対応関係を示しています」と改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p><u>P48（5）アの説明文章中、P50 1都市づくりの目標の説明文を次のとおり修正。</u> <u>先に示した都市づくりの課題に対応しつつ、上位計画が示す都市の将来像を実現していくため、具体的な都市づくりの目標を定めました。また、国連の定める2030年達成目標SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標との対応関係を示しています。</u></p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
22	P50～51	<p>P50～51にかけて「第2章都市づくりの目標」が掲げられており、各目標ごとにSDGsの17の目標との対応関係を示しています。いま様々な場面でSDGsが取り上げられていますので、そのこと自体に反対はしませんが、そのこと以上に重要なのは、P48～P49にかけて記述した課題と都市づくりの目標が対応していることです。都市の課題としてあげておきながら、それが都市づくりの目標にあがっていないければ、何のために課題としてあげたかがわからなくなってしまいます。SDGsとの対応関係よりも、課題との対応関係を優先して記述すべきかと思えます。またSDGsとの対応関係を示すなら、それがどういう意義があるのかも説明しないと意味がないように思えます。また、ここではSDGsの17の項目すべてが対応できているわけではありません。そういうわけでもSDGsとの対応関係を示す意義を説明すべきかと思えます。繰り返しますが、重要なことは課題との対応関係です。</p>	<p>「先に示した都市づくりの課題に対応しつつ、上位計画が示す都市の将来像を実現していくため、具体的な都市づくりの目標を定めました」と改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p> <p>なお、課題は10ありますが、将来像が示す4つのテーマとの対応も考慮しつつ整理する必要があるため、目標の数は9つに整理することとなっています。</p> <p>また、様々な場面でSDGsが取り上げられてきた割には、市民や自治体はどう取り組めばよいのか気づかないことが多かったのではと考え、本計画の4つのテーマに対応する9つの都市づくりの目標を、SDGsの17のゴールに対応させることにより、丹波市の都市づくりの進捗がSDGsの17のゴールのいくつかに近づくことを示し、それぞれの取組をより推進できれば良いと考えSDGsとの対応関係を示しております。</p>	
23	P53 8行目～	<p>P53「第3章都市づくりの方針」の「1土地利用及び市街地整備の方針」の「(3)基本方針」における中心拠点の記述が「丹波市まちづくりビジョン」と整合性がとれていません。例えば、氷上町成松周辺は、「丹波市まちづくりビジョン」では、文化芸術ゾーンとして文化芸術機能が集積した市街地の形成を図るとしていますが、原案ではそういった記述がありません。また、原案では県立丹波医療センター周辺を、稲継交差点周辺の商業・業務・サービス系地区に含めて記述していますが、「丹波市まちづくりビジョン」では、JR石生駅周辺から県立丹波医療センター周辺を稲継交差点周辺とは別に医療福祉ゾーンとして、医療・福祉・保健機能等の充実を図るゾーンとしています。さらに、柏原町柏原については、「丹波市まちづくりビジョン」では行政ゾーンとして位置づけ、公共的サービス機能の充実・強化を図るとしていますが、原案ではそういった記述は見られません。全体として、「丹波市まちづくりビジョン」で示しているとゾーンと、この都市計画マスタープランが示すゾーンの整合性がとれていないですし、その向かう方向性についても整合性がとれていません。「丹波市まちづくりビジョン」の示すゾーニングにあわせていくべきだと思います。</p> <p>さらに様々な記述で方向性は記述されていても、それをどのようにして実現していくのかの方策が記述されていない箇所が多いように思えます。ある意味、当たり前の方向性を記述して、その具体的な方策を記述していなければ、そこにわざわざ方向性を示す意味があるのか疑問に思われます。例えば、P53の19行目以降に、稲継交差点周辺について、「全市的な生活サービス機能を担う商業・業務・サービス系地区として、周辺市との競合にも対応できる都市機能の充実・強化を図ります」としていますが、周辺市との競合にも対応できる都市機能の充実・強化をどのような手法・方策で進めていくかの方向性の記述がありません。特定用途制限地域</p>	<p>「1土地利用及び市街地整備の方針」の「(3)基本方針」における中心拠点の記述と「丹波市まちづくりビジョン」の示すゾーニングと整合性がとれるように、分かりやすくなるよう改めるなど、ご意見を反映して修正します。</p> <p>また、都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針・方向性」を示すものであり、具体的な手法や方策については、本計画の方針に沿って策定された分野別計画等において、示していくこととなります。</p> <p>なお、P123「重点的に取り組む事項」で、具体的な施策・事業については、例示しております。</p>	<p>P53 14行目からの説明文を次のように修正 中心拠点における地区の形成としては、「丹波市まちづくりビジョン」の5つのゾーニングと整合を図ったうえで、稲継交差点周辺では、まちの賑わいと活力を創出する広域商業・サービス系市街地を、氷上町成松周辺では文化芸術の振興と発展を創出し、柏原町柏原周辺では、既存の行政施設と連携強化を図りつつ、JR石生駅周辺では、地域医療福祉の一翼を担う住商複合市街地を形成します。</p> <p>P53 (3) ア(ア) a(a)の説明文を次のように修正。 稲継交差点付近の沿道市街地は、「丹波ゆめタウン」や「コモレ丹波の森」などの大型小売店舗や国道176号沿いに立地するロードサイド店舗などの集積を生かし、<u>全市的な生活利便機能の充実、強化を図ります。</u></p> <p>P54 (3) ア(イ) a(a)の説明文を次のように修正。 氷上町成松は、<u>植野美術館及び中央図書館や既存の文化・芸術施設の活用、既存店舗の適切な更新や空き家・空き店舗活用など、人の集まる空間づくりを促進し、買い物や診療など地域の日常生活の利便性を支える拠点市街地として充実を図ります。</u></p> <p>P54 18行目からの説明文を次のように修正。</p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>の指定だけでは進みません。また24行目～25行目「兵庫県丹波医療センター周辺においては、医療福祉関連機能の集積を図ります」としてありますが、その方策は記述がありません。そんなに簡単な課題ではないので、方向性を記述するだけでは意味がないと思います。またP54の7行目～8行目に「氷上町成松は、既存店舗の適切な更新や空き家・空き店舗活用、文化芸術機能の導入など、人の集まる空間づくりを促進し」とありますが、空き家や空き店舗の活用を促す方策の説明はされていないし、文化芸術機能の導入という言葉があるだけで、そもそも文化芸術に係る施設を集積させることの説明もなく、その集積させる方策の記述もありません。そのあたりの具体的方策を記述しないと説得力のないものとなってしまいます。P55の5行目なども「「水分け」を生かした観光・交流の促進や景観形成を推進します」とありますが、それ自体はひじょうに良いことだと思いますが、それがいったいどのようなもので、どのようにして推進するのかの記述がありません。そういった記述は随所にあるように思います。</p>		<p>また、<u>既存の行政施設と連携強化しつつ、公共的サービス機能が充実した市街地の形成を図ると共に、旧柏原支所庁舎及び柏原赤十字病院跡地の利活用についても検討を進めます。</u></p> <p>P55（3）ア(ウ) a(c)の説明文を次のように修正。 <u>丹波市立看護専門学校学生寮の立地を踏まえ、兵庫県立丹波医療センター及び丹波市健康センターミルネを中心とした医療福祉関連機能の集積とともに、医療福祉ゾーンの一翼を担います。</u></p> <p>P80（5）イ(ア) cの説明文を次のように修正。 <u>兵庫県柏原総合庁舎や柏原法務総合庁舎などの既存の行政施設と広域行政連携強化など、周辺地域を担う拠点としての公共的サービス機能の維持・連携・充実に努めます。</u></p> <p>P89イ(イ) bとして新たに次の説明文を追記。 <u>植野美術館及び中央図書館や既存の文化・芸術施設を活用して、市民や来訪者が優れた文化芸術に気軽に触れられる機会の創出、強化を図ります。</u></p>
24	P61 1行目～11行目	<p>P61「(イ)地域軸(地域幹線道路)」について記述されていますが、国の道路整備に係る補助金が大きく削減される中での道路整備の方向性について記述する必要があるように思います。また「丹波市道路整備計画」の進捗状況を検証評価し、途中段階での見直しを行うことなどの記述をしてはどうかと思います。</p>	<p>「既存施設の維持管理を基本」として示しています。 「丹波市道路整備計画」など個別計画の評価検証や見直しのあり方について本計画で言及するものではありません。</p>	
25	P63 7行目～8行目	<p>P63「(イ)河川」の項目で、「内水による浸水被害の対策として、雨水管理総合計画を策定し、施設整備に取り組みます」とありますが、非常に重要なことなので、もう少し丁寧な説明が必要だと思います。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>雨水管理総合計画が内水対策として、なぜ有効なのか、どれくらいの河川数で策定するのか、どれくらいのスケジュールで整備を完了するのか、整備予算総額はどれくらいなのか、などをこの都市計画マスタープランで記述することはおそらく難しいと思われるが、少なくともそういったことは、この雨水管理総合計画の中に書き込むということを、この都市計画マスタープランの中で記述する必要があるのではないかと思う。</p>	<p>「雨水管理総合計画」など個別計画の構成や内容について本計画で言及するものではありませんので、記述はいたしません。</p>	
26	P63 17行目～23行目	<p>P63「(イ)教育・保育施設」の項目で、「今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、学校の規模及び配置について適正化を図る」と記述していますが、これは当然のことを記述しているだけで、この文章が記述されていなくてもその方向で進められるものと思います。むしろ適正な規模や配置の考え方を、この都市計画マスタープランで示して、それに従って整備を進めることを記述すべきかと思います。「丹波市まちづくりビジョン」では、教育は都市機能のうち、中心部に集積さ</p>	<p>学校の適正規模・適正配置については、令和3年度～令和12年度の10年間の方針として定めた「第2次丹波市学校適正規模・適正配置方針」に基づき施策を推進しています。その中で学校統合の考え方については、小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模が見込まれる場合に地域合意のもと地域（旧町域）で統合協議を行う。ただし、</p>	<p>P63エ(イ) aの説明文章中、 <u>「・・・学校の規模及び配置については、令和2年度に策定の「第2次丹波市学校適正規模・適正配置方針」により、地域合意のもと適正化を図るとともに・・・」に修正。</u></p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>せる機能ではなく、中心部以外に残す機能としました。しかし、それを「丹波市まちづくりビジョン P41」の階層性の中の25の小学校区で残すのか、6つの地域で残すのか、3つの区域で残すのかは明確にできていません。これについては、生徒の適正な定員という観点だけでなく、市民が住み慣れた地域で住み続けることを現実のものとするためには、どのような教育機能をどの階層で残していくべきかを考えて判断していくというようなことを記述してはどうかと思います。つまり、小学校については、市民生活における身近なコミュニティを支える機能の一つとして、原則現行の小学校区を維持することを基本とするが、教育効果の観点から例外的に複数の小学校区を一つとして教育機能を確保することも考える。また中学校については、日常生活に必要な生活サービス機能の一つとして位置づけ、児童生徒の減少にはかかわらず、6つの地域でそれぞれ維持するというような方向性を持つことを念頭において、この都市計画マスタープランでは記述できる範囲で記述してはどうかと思います。</p>	<p>完全複式（3学級）規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入ることとしています。なお、中学校は、本方針期間中は統合協議を行わないこととしています。</p> <p>ご意見を受け、「学校の規模及び配置については、令和2年度に策定の「第2次丹波市学校適正規模・適正配置方針」により、地域合意のもと適正化を図るとともに、・・・」に修正します。</p>	
27	P65 28 行目～30 行目	<p>P65「ア防災基盤」の項目で、「農地については、保水力や一時貯留力による洪水防止など防災面においても大きな機能を担っていることから、無秩序な市街化や開発の抑制に努めるとともに、農地の保全を図ります」とあるが、これも当然のことを記述しており、この記述がなかったとしてもその方向で進められるものと思われれます。無秩序な市街化や開発の抑制に努めるために何をやるのかということを書いてほしいと思います。それと農地を保全するためには、農業後継者を確保すること、そして農業の大規模化の支援、さらに農地を実質的に守っている小規模兼業農家の支援が重要です。市街化や開発抑制の方策だけでなく、農業そのものの支援による農地の確保策を推進することが重要であり、そういったことも記述してほしいと思います。</p>	<p>無秩序な市街化や開発の抑制並びに農地の保全は必要なこととして本計画にきちんと位置付けておく必要がありますので、記述しております。</p> <p>また、都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針・方向性」を示すものであり、具体的な手法や方策については、本計画の方針に沿って策定された分野別計画等において、示していくこととなります。</p> <p>なお、具体的な方策としては、農地転用許可や開発指導の取組の充実、地区計画など都市計画的手法の導入などが想定されます。その他、農業振興施策等の個別の施策についても、都市計画マスタープランでは、P125関連施策との連携に示す通り、相互連携に配慮していきます。</p>	
28	P65 31 行目	<p>P65「雨水管理総合計画」に関する記述があるが、P63と同様にもう少し詳細に記述してほしいと思います。</p>	<p>「雨水管理総合計画」など個別計画の構成や内容について本計画で言及するものではありませんので、記述はいたしません。</p>	
29	P70 「丹波らしさ」、「丹波らしい景観」、「活力ある地域づくり」	<p>P70の「丹波らしさ」、「丹波らしい景観」、「活力ある地域づくり」とは具体的にはどういったことでしょうか。説明・記載をお願いします。</p>	<p>P70「(1)現況と課題」において、丹波らしい景観の説明や、活力ある地域づくりと景観の関係性について、説明を補足するなど、ご意見を反映して修正します。</p>	<p>P70（1）現況と課題の説明文章中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4-5行目 「丹波の森構想が示すように、幾重にも重なる緑の景観、源流域にふさわしい美しい水辺の景観、桜や紅葉など四季折々の自然の景観が丹波市らしさを特徴づけています。」に修正。 ・6-8行目 「人と自然の織りなす田園の景観、歴史・文化を伝える城下町や宿場町の歴史的な景観など、<u>自然や歴史と人の営みが一体となって継承されてきていることが丹波市らしい</u>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
				<p>景観となっています。」に修正。</p> <p>・9-11行目 「幹線道路沿道やインターチェンジ周辺では、周辺と調和しない建築物や派手な広告物などによる景観阻害も見受けられ、市民や来訪者に丹波市らしさや良いイメージが伝わらない懸念が生まれており、経済活動と景観保全の両立を図ることが求められます。」に修正。</p>
30	P70	<p>P70「5 景観行政の方針」の「(1) 現況と課題」の項目で、太陽光パネルの設置増加により、丹波市らしい田舎の原風景が失われつつあることが記述されていません。議会でも取り上げられている大きな課題ですし、今回の都市計画マスタープランの重要ポイントであるので記述すべきだと思います。</p> <p>30行目に「太陽光発電施設の設置等の規制・誘導などにより、田園風景を保全し、丹波市らしい豊かな景観を継承していきます」と、わずかに記述がありますが、これは現行の開発指導要綱による規制をさらに規制強化していくということを行っているのでしょうか。しかし、法的にはこれ以上開発指導要綱による規制を強化するのは、他の開発に対する規制のバランスを考えると難しいと思います。むしろ、景観行政の観点から新たな規制を検討するという記述すべきかと思いません。</p>	太陽光パネルについてはNo. 12の回答のとおりです。	
31	P75以降 地域別の人口	P75以降に地域別の構想が書かれていますが、人口・世帯数の推移について今後の推計がないのは、20年間の計画として情報が足りないのではないかと感じます。今後の20年の人口数・世帯数推計や年齢別の人口構成を追加してほしいです。	人口推計は小規模・小地域になるほど推計精度（信頼性）が低くなるにもかかわらず、仮に掲載すると数字が固定的に捉えられ独り歩きする懸念があることから、地域別の推計の掲載はいたしません。	
32	P79ほか 各 地 域 別 構 想 の 将 来 像	6 地域いずれも、20年後の将来像を描いたのではなく、現状の地域特性を表現したものにとどまっているように見えます。20年後も今と同じ地域のままであるという将来像と受け止めました。先に記載した意見の通り、都市計画審議会でもっとも重要な将来像についてどの程度、どのように審議されたのか情報がないため意見ができませんが、20年後の将来像の姿をさらに具体化させていく議論を計画策定後にも続けていくことを記載すべきです。	ここでは将来にこうありたいという地域の像を示しています。現計画の将来像は10年前に地域別意見交換会を開催し地域の人々の意見を踏まえて作り上げたものです。地域の状況は20年後も同じとは言えませんが、目指したい方向性としては継承すべき点が多いと判断して設定しています。今後も、地域ごとのまちづくりの方針に基づいて取組を進めていきます。	
33	P80 「居心地が 良く歩きた くなるまち」	P80の「居心地が良く歩きたくなるまち」の具体的な説明・記載をお願いします。	居心地が良く歩きたくなるまちの内容が伝わるように補足するなど、ご意見を反映して修正します。	<p>P80 (5) ア (イ) a の説明文章中、</p> <p>・2-4行目 「柏原藩陣屋跡をはじめとする城下町の歴史的な町並みや、八幡神社、木の根橋のほか、織田まつりや厄除大祭などの有形・無形の文化資源を最大限に活用していきます。これにより、歩行空間が安全で歩きやすいことに加えて、まちなかに魅力的な店舗や景観資源などが点在し、歩いて</p>

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
				<u>回遊することが楽しめる、すなわち「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを目指します。」に修正。</u>
34	P89 4行目～5行目	P89の「地区の特性を生かした地域づくり活動を氷上地域全体の特徴として発信し、地域内外の交流を促します。」とありますが、発信することで交流が促されるというのは、途中のプロセスがなくイメージがしにくいと思います。プロセスがイメージできるものに修正をお願いします。	ここは「(イ)地域資源の活用や地域づくり活動の発信」の方針なので、「地域内外の交流を促すため、地区の特性を生かした地域づくり活動を氷上地域全体の特徴として発信します。」に修正します。	P89(5)ア(イ) bの説明文を次のとおり修正。 <u>地域内外の交流を促すため、地区の特性を生かした地域づくり活動を氷上地域全体の特徴として発信します。</u>
35	P97 12行目	P97の上段dに「ICTを活用した・・・」とありますが、ICTは、「情報通信技術」ですが、その表記では読み手にはわからないと思いますので、注釈が必要だと思います。(ほかのページで注釈を入れられているかもしれませんが・・・)	ICTについて、巻末の用語解説に掲載し説明するようにします。	
36	P110 15行目～16行目	P110で『「運動・健康・休養・体験・子育て」をテーマとする特色ある総合運動・健康公園を整備します』となっており、検討するや計画するではなく整備するとなっています。新たに建設する必要性についてどのような検討がされ、いつ頃に開設されるのでしょうか。	新山南中学校の建設地が山南中央公園となった時点で、その機能を和田中学校に移転することは決定しており、中学校に隣接する薬草薬樹公園と一体的施設として、既存施設(温浴・休養施設、農産物等加工体験施設等)を効果的、効率的に活用し、機能移転する計画としております。 また、校舎の一部に子どもの遊戯スペースも確保し、子育て支援に活用する計画です。 令和5年度から順次工事を進めて、和7年度末の完成を見込んでいます。	
37	P111 2行目～7行目	「a久下地区の谷川周辺では、店舗の更新や空き店舗の活用などにより、生活サービス機能の維持・充実を図り、市街地ゾーンの形成を図ります。」とありますが、先に書いた意見の通り、人口減少と高齢化がさらに加速する推計がある中、店舗更新、空き店舗活用、市街地ゾーンの形成の実現可能性の根拠、また実現させることができるならば、そのためのさらに具体的な施策等の記載が必要と考えます。むしろ具体的に記載が困難だと考えます。つまり、20年後の姿を想定し、活用や活性化の方向性ばかりを描くのではなく、適切な縮小、それにみあった生活環境の保障を都市計画にも描くべきではないでしょうか。これは、他の同じような項目・記載に対する意見でもあります。 「b和田地区及び上久下地区における、良好な環境が形成されている田園・自然ゾーンにおいて、条例・規則等に基づく適正な開発規制・建築誘導により周辺の豊かな自然環境や田園環境と調和した住環境の整備を進めます。」同じく20年後を見据え、開発規制・建築誘導によって、住環境を整備するということが実現できると審議され、計画に記載されているのでしょうか。上記は山南地域の記述についての意見ですが、他の周辺地域についても地区名を書き直したばかりのほぼ同じ記載が見られます。地域ごとに区域拠点やその他の区域の将来像は異なるはずで、地域ごと区域ごとの重点課題をふまえたメリハリのある計画内容とすべきです。	人口減少・高齢化の進展に対して、「適切な縮小」も選択肢としては考えられますが、本計画においては縮小の方向ではなく、ストック活用やリノベーション等による活力創出を下支えする方向を目指すこととしています。 地域ごとの将来像は地域の特性を反映したものとしていますが、さらに細かい地区レベルでは地区ごとのまちづくり活動において決められるべきものとして市として決定するものではないと考えています。 また、まちづくり方針については、できるだけ地域ごとの特徴や地区名・施設名等を表記するように配慮していますが、同じ制度や手法を用いる場合は同じ表現方法になりますことご了解ください。	
38	P121 市民、事業者、市の参画	P121で市民、事業者、市の参画と協働のイメージ図が掲載されていますが、まちづくりに関わる主体はもっと多様なものだと思います。市民だけでも年代ごとに違いますし、事業者(団体)というのも会社や企業以外に、非営利団体(任意団体、	P121本文にあるように、丹波市自治基本条例において、市民、事業者、市の役割と責務が記載されていることから、それに対応した図としています。様々な主体があります	P121 図の一部変更。 「市民・市民団体」、「事業者等」を追記。

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
	と協働のイメージ図	NPO法人、社団法人、財団法人等)、各種団体(文化団体、スポーツ団体、社会教育団体、自治会等)等、様々な主体がいると思います。多様な参画と共同がイメージできる図に変更してもらえると良いと思います。	が、「市民・市民団体」、「事業者等」を加筆の上、それらをこの3つで代表的に示しています。	
39	P122 11行目～ 市の役割	P122の市の役割として、「市民や事業者がまちづくりに参加する機会を設けるため、多様な手段により、都市計画や地域づくりに関する情報を積極的に提供します」とありますが、今回の都市計画マスタープラン(改定案)については、情報を積極的に提供しているようには感じられませんでした。今回のように内容のボリュームがあり、重要な計画に対して、市民がパブリックコメントを書くのは、情報提供がなければ難しいのではないのでしょうか。そのあたりの、市の対応のあり方についてお考えをお聞かせください。	より分かりやすい情報の提供方法については今後の取組において参考とさせていただきます。	
40	P122 11行目～ 市の役割	P122の市の役割として、「市民のまちづくりに関する提案を施策に反映させるための仕組みづくりに努めます」とありますが、具体的にどのような仕組みや機会を考えているのか、説明・記載をお願いします。	市民アンケートや審議会等の公募委員、公聴会、フォーラム、タウンミーティング、懇談会、パブリックコメントなどの市民参加・参画の機会を通じて提供される、多様な立場の市民の皆さんからのアイデアやご意見、知識を行政施策に反映させることは、これからのまちづくりに欠かせないことであると認識しております。 こうした機会に寄せられたご意見等につきましては、それぞれ所管する部署において検討した結果を適切な方法で、できる限りお返しできるようにいたします。	
41	P122 11行目～ ウ市の役割	P1には「③都市づくりや地域づくりの課題を市民と共有し、都市の将来像の実現に向け、協働でまちづくりに取り組むための指針とします。」と記載されていますが、本計画について審議された都市計画審議会の資料や議事録等は探す限り、広く市民が手に入れられる状態で公開されていません。また、事前に開催された市民説明会の周知、少数であったとしてもその中で発言された意見に対する対応が計画案にどのように反映されているのか、反映しなかった場合の理由等も開示されていません。さらにはパブリックコメントの周知・募集についてもこの計画の役割で謳うような取り組み姿勢は見られなかったように思います。そのような策定プロセスがあった中、P50で計画の1丁目1番地に、参画と協働を位置付けるならば、P122に記載される、計画の推進体制ウ市の役割についてはより、具体的に充実させた内容を記載をすべきです。	P122「ウ 市の役割」は必要な事項を網羅的に記載してあります。 ご指摘の点は、むしろその運用面に問題があったと理解しています。そのため、より丁寧で分かりやすい情報提供や意思疎通について留意するなど、今後の取組において参考とさせていただきます。 なお、都市計画審議会の資料については掲載準備に時間を要しましたが現在は検討過程に関する資料も公開しております。	
42	P123 重点的に取り組む事項 P127 4 都市計画 マスター プラン進捗 管理	計画全般は抽象的に大きな視点で都市計画を描かれていることは理解しますが、少なくとも重点的に取り組む事項についてはさらに具体的に(スケジュール・財源・主体、事業名等)を記載しなければ、2022年度から重点的に取り組みを行うことはできないと考えます。また進捗管理にも、進捗状況の把握・点検とありますが、状況把握と点検を行うのであれば、具体的な指標や具体的な取り組み項目が記載されていなければ、点検はできないと考えます。	「重点的に取り組む事項」は、上位・関連計画との整合を図りつつ重要な施策や事業あるいは今後予定される取組などを抽出し、庁内調整等を踏まえて、施策・事業の項目を整理しています。 また、都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針・方向性」を示すものであり、具体的な施策や事業については、本計画の方針に沿って、策定された分野別計画等において、具体化を図ることとなっています。	

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
			ご提案の「スケジュール・財源・主体、事業名等の記載」は実施計画レベルなので本計画の範疇に含まれません。	
43	全体	6 地域の構造改革が明記されていることを評価する。 丹波市は旧 6 町の分極式（旧町の役場を地域拠点「支所」として残す）で発足した。また、「町」名は残さない、「〇〇町大字名」までを住所とし、旧町を「地域」とした。「丹波市大字名」の住所表記を検討されたが、「氷上町長野(おさの)」と「山南町長野(ながの)」などから「町」表記残すことは「止む無し」となった。「〇〇町」は存在せず「旧〇〇町」「〇〇地域」なる。「旧 6 町（丹波市）民が安全で安心な豊かな生活が送れる地域づくりプラン」と解せる。	貴重なご意見として賜ります。	
44	全体	P1「②都市の将来像に基づき、主要な土地利用の規制と誘導や都市施設の将来のおおむねの配置や整備方針などを示します。」と記載されていますが、本計画の主体である行政の長である市長は2022年6月18日付神戸新聞に掲載されたインタビュー記事において、都市計画の必要性を否定・または市民の自由・責任であるかのような発言をされ、掲載後もその認識を撤回されていません。また市民に対し、本計画の説明をする機会があったとしても、市職員自身がおこなうことがなかったように考えます。 以上のことだけを見ても、本計画の役割を丹波市行政は適切に理解し、その内容を推進しようとしているかどうか疑わざるをえません。P43～49に記載されている全体構想の位置付け等の記述を始め、都市計画と本計画の内容を適切に丹波市行政で理解され、適切に推進される体制づくりや職員研修等の記載及び行政の長の考えを十分に反映した記述にすべきです。	前段の新聞掲載のインタビュー記事に関しては、読者の受け取り方には幅があるものと考えられ、また、本計画との間に矛盾はないものと考えています。 後段につきましても貴重なご意見として賜ります。	
45	全体	計画は20年後を想定し、10年後を目標年次とされています。人口推計や年齢別人口を見る限り、縮小する地域における都市計画のあり方そのものを考えるべき重要な期間にあると考えますが、計画全般を通して、そのことを真正面から捉えた施策等が見られません。例えば、地域別構想には地域別の将来人口推計等の記載がありません。対象となる地域の人口推計とそれに基づいた楽観的な展望ではなく、現実的な展望をもとに、都市計画を描くべきです。人口推計と10年後・20年後の状況を想定した記述が不十分と考えます。少なくとも、各地域別人口推計は計画に記載し、計画点検時には必ず更新し、点検を行うことを記載するべきです。	人口減少・高齢化を踏まえ持続的な都市づくりにどう取り組んでいくかは、「まちづくりビジョン」にて検討し方向付けており、本計画はそれを関連計画としていますので、人口減少とそれに伴う問題意識は計画の背景・前提として位置付けています。 地域別の人口推計については、No. 31に回答のとおりです。 都市の縮小についてはNo. 37に回答のとおりです。	
46	全体	〔今回の改定の重要なポイントを明示する〕 前回の丹波市都市計画マスタープラン(平成24年12月策定)では、「第 2 章都市づくりの基本方向」の「4 将来の都市構造」の中で、新しく「エコ・コンパクトシティ」を目指す方向性を示しています。国がコンパクトシティを提唱する中で、それとは異なり、丹波市は市の特性を踏まえて、6つの地域単位でコンパクトな日常生活圏を形成しつつ、全市的には地域単位で充足できない都市的機能を丹波市内でまかなうための全市的中心核を設定するとしています。このときの都市計画マスタープランの考え方を踏まえ、それをさらに発展させて令和元年11月に「丹波市まちづくりビジョン」が策定されています。そういった意味で、前回の丹波市都市計	「改定の重要なポイント」を「序章基本的事項」の「2 都市計画マスタープランの構成と目標年次」の次に、「3 改定の重要なポイント」という項目を新たに起こし、ご提案の 4 点を考慮しながら記述します。	P4に「3改定の重要なポイント」として、下記の項目及び説明文を追記。 ①「丹波市まちづくりビジョン」との整合性 ②安全・安心なまちづくりの推進 ③丹波市らしいふるさとの原風景の維持・創造 ④持続的な都市づくりの継続

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>画マスタープランの特徴であり、重要ポイントは、この「エコ・コンパクトシティ」を提案したことだと思います。ところが、今回の都市計画マスタープランの特徴であり、重要なポイントが何なのか、読んでみてもあまり明確ではない、はっきりとしないのです。</p> <p>しかし、今回改定の都市計画マスタープランには重要ないくつかの役割が期待されていると思います。一つはやはり丹波市の将来の都市構造とそこでの市民の暮らし方の方向性を明らかにした「丹波市まちづくりビジョン」の実現のための具体的手法を明らかにするという事です。「丹波市まちづくりビジョン」は2年という歳月をかけて多くの市民の参画と各部職員が労力をかけてつくった将来の都市構造の方向性を明確にしていますが、そこでは残念ながらそれを実現するための具体的な施策や手法、手段が明らかになっていません。そこで今回の都市計画マスタープランでどの程度まで具体的な施策、手法、手段を示すことができるかは難しいところがありますが、少なくともその道筋ぐらいは示すべきかと思います。</p> <p>重要なポイントの2つ目は、市民にも関心が高い、安全・安心なまちづくりを都市計画の観点から、この都市計画マスタープランで明らかにするという事です。平成26年に甚大な被害をもたらした丹波市豪雨災害を経験し、その後も幾度も大きな自然災害を経験し、南海トラフ地震の発生確率が上昇している状況で、市民の災害に強い都市づくりへの関心は高いと思います。そういった意味で、今回の都市計画マスタープランでは、災害に強い都市構造を構築するということに特に意を用い、具体的な方向を示した、とってはどうかと思います。</p> <p>重要ポイントの3つ目は、「丹波らしいふるさと原風景の維持・創造」です。いま丹波市では各地で太陽光パネルの設置が広がっています。総合計画でも環境基本計画でも自然エネルギーの拡充は推奨していますし、一方、本来の開発行為の概念にあたらぬ太陽光パネルの設置を土地の形状、形質の変更のような本来的な開発行為以上に厳しく規制することは法的にも問題があるとの考え方で、これまでは丹波市としては開発指導要綱による規制対象の面積の低減、指導基準の詳細化などで太陽光パネルの設置抑制を図ってきたところですが、しかしやはりこれも限界にきており、今回の都市計画マスタープランの策定では、開発行為の規制という概念ではなく、景観行政の観点から新たな規制の方向性を検討するとともに、ふるさと原風景としての田畑を守るため、小規模農家、兼業農家を支援する方向性を明確にした、というようなことを特徴、重要ポイントとして記述してはどうかと思います。</p> <p>重要ポイントの4つ目は、前回の都市計画マスタープランに対して、一定の修正を行ったということ記述してはどうかと思います。前回のマスタープランでは、「エコ・コンパクトシティ」を目指していましたが、「丹波市まちづくりビジョン」以降、その概念は使用していません。また「広域拠点」「副拠点」という概念も使用していません。ただし「丹波市まちづくりビジョン」では、概念や用語は使用していませんが、その理念は前回の都市計画マスタープランと異なるもので</p>		

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>はなく、その理念を踏まえてさらに発展させたものであると言えます。そういうことを重要ポイントとして説明しておいた方がよいと思います。</p> <p>また、前回の都市計画マスタープランを踏まえて、特定用途制限地域を指定し、さらにそれを拡大するとしてきました。また将来的には特定用途制限地域の指定ではなく、より積極的な用途地域の指定を行うという方向性を出していましたが、これについては「丹波市まちづくりビジョン」のゾーニングの関係から行わないことにしたことを、今回の「丹波市都市計画マスタープラン」で明確にした、と記述してはどうかと思います。</p> <p>これらの「改定の重要なポイント」を「序章基本的事項」の「2都市計画マスタープランの構成と目標年次」の次に、「3改定の重要なポイント」という項目を新たに起こして、この4項目を記述してはどうかと思います。</p>		
47	全体	<p>〔施策の具体性のレベルを上げる〕</p> <p>各所に施策の方向性が記述されていますが、どれも非常に抽象的で、そのようなことはこのマスタープランに記述されていなくても当然その方向で進むのではないのかと思われるような記述が随所に出てきます。都市計画マスタープランは総合計画と並んで市の最重要計画で議会の承認が必要な計画です。この計画を踏まえて、各部が各個別計画を策定し、個別施策を検討することになります。またこの都市計画マスタープランの改定を踏まえて各個別計画の見直しを行います。そういう意味で、詳細な内容は個別計画に委ねるとしても、その施策の大きなスキームのようなものはこの都市計画マスタープランで記述しないと、個別計画の上位計画としてわざわざ労力を使って策定する意味がありません。</p> <p>例えば、「雨水管理総合計画」を策定するというを記述する場合、なぜ「雨水管理総合計画」をつくるのが内水対策に有効なのか、その計画の内容はどのようなものなのかは、この都市計画マスタープランに記述しないとこのマスタープランの価値が低くなるように思われます(具体的な河川名や策定スケジュール、それに係る整備費総額などは個別計画に委ねることになったとしても、策定する河川数、いつまでに策定するか、現時点で考えられる整備手法の例示、整備費用総額を個別計画に計上することなどは今回の都市計画マスタープランに明確に記述すべきだろうと思われる。)</p>	<p>都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針・方向性」を示すものであり、具体的な施策や手法については、本計画の方針に沿って、策定された分野別計画等において、具体化を図ることとなっています。</p> <p>なお、P123「重点的に取り組む事項」に、本計画の方針に沿って進めていく、具体的な施策・事業を例示しております。</p>	
48	全体	<p>「都市計画マスタープラン(改定案)」は、現状認識をまとめた内容で、20年後に向けた目標を実現するための実現可能な具体的なプランが見えませんでした。プランを実現するための、今後の財源のあり方についても具体的な言及がありませんでした。市内の各ステークホルダーがどのような役割を担い、どのようなアクションをする必要があるのか、財源はどうするのか具体的に言及した内容に修正をお願いします。</p>	<p>都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針・方向性」を示すものであり、具体的な施策や事業については、本計画の方針に沿って、策定された分野別計画等において、具体化を図ることとなっています。</p> <p>また、財源計画は本計画の範疇に含まれませんので、記述しておりません。</p>	

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
49	全体	全体を通して「発信⇒交流・賑わい」となっていますが、一番大切なので担い手の育成、人材育成(人づくり)だと思います。その点についても追記をお願いします。	ご意見のとおり、地域づくりは人づくりと言われるくらい大切なことと認識しております。性別や年齢等に関係なく、その人が持っている“ちから”を十分に発揮できる地域であることが重要で、多様な住民が参加・参画することができ、一人でやるのではなく、分担してやる。こうした経験を積むことで担い手が育っていくものと考えています。一方で、このように仕向けるコーディネーターの存在が必要であり、地域におけるコーディネーターの育成を進めてまいります。	
50	その他	教育について。丹波市周囲通学時間 1 時間以内に高等教育の機会がないことが問題にありますが、より大きな課題は知的教育に見合った産業が非常に少ないことです。なので、進学時に圏外に流出した若者の多くは戻れません。そのような産業を誘致またはインキュベーションするための必要条件が高速電波通信ネットワークインフラになります。	貴重なご意見として賜ります。	
51	その他	産業について。現在から今後、流通産業の重要度が増加することを疑う方は少ない。また、人流の流れが産業活性のために重要なことは、コロナ禍で経験したことです。丹波市内では、複数の大手流通業者が活発に事業を行い雇用も創出しています。それをさらに発展させ安定化させるための、行政からの支援はさらに雇用拡大に有効です。具体的には、複数の流通企業が共同で使う流通センターや流通団地の設定となります。産業として市内交通インフラの整備が課題です。既存バスは目的地に到着するまでの乗車時間が大変長く設定されており、利用者は少ない。タクシーは、都市で当たり前になっているアプリに対応しておらず不便です。まず、観光客や訪問者がタクシーなど小規模交通を利用しやすくすることから取り組むべきです。タクシーがアプリ対応するということは、出発地から目的地までの料金が乗車前に明示されネット支払いになるということです。またこのシステムが鉄道観光客を誘致する必要条件の一つになります。既存の産業支援。現在の産業の発注受注決済作業は通信により行われており、さらに製造工程の管理や物量もネットワークを利用して精密に管理されています。5G高速通信インフラが普及すればそれを活用する企業は増え市はさらに産業支援することになります。5G通信の課題はアンテナ基地を増やすことです。その普及事業のための市が市内事業者と通信事業者の調整役になり、市内事業者の敷地内にアンテナ設置を促す仕組みを実施することも価値があります。	貴重なご意見として賜ります。	
52	その他	過疎地域、辺地地域が増えることを「構造変化」と捉えた計画か？ ①「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による指定は原則として「市町村単位」で指定するが、平成大合併前の旧市町村の区域に限定して指定することもある。丹波市は一部過疎として「旧青垣町」「旧山南町」が総務省から指定されている。∴『丹波市』は『過疎地域』であると考え。2地域/6地域⇒4地域（約7割）は過疎地域でない「計画」は捉えるべきではない。	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」をはじめ、法律に基づく地域指定等は考慮に入れて連携・整合を図っています。計画改定後に制定される法律については、次回の計画見直し時に検討し整合を図っていくことになります。	

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>②「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」による丹波市の辺地の指定は25地域（地域は約自治会）である。（平成18年度に「辺地：朝阪」で防火水槽の設置財源を「辺地債」とした時の辺地指定は21カ所であったか26カ所であったか記憶が定かではないので、増えたか減ったかの認知が出来ていない。）</p> <p>小学校・中学校の統廃合が進むと、学校（「公共的施設」）が減り、辺地度数100点を超える地域が増え、「辺地地域」指定が増えることは推測できる。</p> <p>すなわち、中山間地域の「丹波市」は都市計画法でない法律で「過疎地域」「辺地地域」「振興山村地域」「豪雪地帯」の指定を受けている地域であるのでP125「都市計画マスタープランの進捗管理」で記している「おおむね20年後の都市の姿を展望しながら、10年後を目標年次としています。」の都市の姿を展望しマスタープランに落とし込むとき、国会が立法した・これから立法する法律と改定マスタープランは整合する必要がある。</p>		
53	その他	<p>財源の裏付けがある計画であるか。</p> <p>合併特例債（事業費の66.5%が地方交付税で充当）を財源として丹波市という（箱もの）構造を構築した。平成24年5月策定の丹波市都市計画マスタープランはこの丹波市の構造改革に値するものであると解するとき、構造改革の計画目標達成には多額の財源が必要と考える。旧町時に設置したインフラの再構築費、人口減少からの地方交付税減から「令和6年度から収入と支出の差が逆転して赤字になるのかな?」「貯金（基金）の取崩してやりくりするのも限界があるね。」と丹波市財政は語っている。丹波市の収入財源の6割は地方交付税である中、地方交付税の交付額はおよそ「基準財政需要額×人口」で決まる。「おおむね20年後の都市の姿を展望しながら……」を「おおむね20年後の国勢調査人口を最大のファクター（要因）としての財政の姿を展望しながら……」と置換して「都市計画マスタープランの進捗管理」する必要があると考える。</p> <p>合併特例債で建設した春日町野上野のゴミ焼却炉のキャパは6地域ごみ量の処理能力の60%としかないこと。（旧山南町のゴミ量も積算した焼却炉の建設費の満額を合併特例債で充当することを、平成の大合併は人口10万人市を目指した国の政策に整合させる意味合いか？からか、兵庫県は先に建設した丹波篠山市の焼却炉のキャパから承認しなかった？）令和9年度から山南地域のゴミ焼却を春日町野上野のゴミ焼却炉で処理する工程と聞いている。焼却炉のキャパから「ゴミの減量」を環境施策が動き出している？</p>	<p>財源計画は本計画の範疇に含まれませんので、記述しておりません。</p> <p>その他、貴重なご意見として賜ります。</p>	
54	その他	<p>丹波市の構造改革を促す計画の策定がコンサルに丸投げでは？</p> <p>「丹波市都市計画審議会」に掛ける計画素案がコンサル作成に依存し過ぎではないか？旧町の時は職員が計画を策定していたが丹波市になり財政が豊かになり計画作りをコンサルへの依存度が上がり、計画策定部署の職員が説明できないことはないか。丹波市が策定する計画についての行政側の説明が分りにくいという声が巷で上がっている？ので。</p>	<p>専門的技術を要する部分についてコンサルタントに業務委託をしていますが、計画の策定主体は市です。</p> <p>その他、貴重なご意見として賜ります。</p>	

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
55	その他	本計画は2022年度をスタートとしながらも半年弱策定まで遅れた経緯の記載がありません。記載があれば該当箇所を市民意見募集結果の公開資料にて示してください。	参考資料として、「計画策定経緯」でお示しいたします。	
56	その他	最後にどこに記述すべきかは難しいのですが、庁舎整備について記述すべきだと思います。 庁舎整備については、市長さんがそれを公約に掲げて当選されたのですから、当面は庁舎整備を凍結するということが政治的には良いかと思えます。しかしながら「丹波市まちづくりビジョン」では、統合庁舎の必要性を認めたいので、今後は庁舎がどのような役割を担い、どのような機能を有するのかなど庁舎の将来像を明確に示し、適地については多面的視点から比較検証を行い決定していくとしていました。自治体としては、一定の手続きを踏んで決定してきたことですので、さらに統合庁舎の場所がどこになるかということは、それに伴って市内幹線道路の整備や公共交通網の整備も大きく影響を受けます。また商業サービスをはじめとした民間施設配置にも影響を与えます。つまり都市計画マスタープランの内容にも大きな影響を与えるものです。本来であれば、「丹波市まちづくりビジョン」で統合庁舎の必要性を認めたものですから当然この都市計画マスタープランでもその適地を想定して都市計画を検討すべきところですが、それを凍結するので、その方針変更の経緯、理由などを、この都市計画マスタープランの中で明確に説明する項目を設けることが必要だと思います。	庁舎整備については、No. 57の回答のとおりです。	
57	その他	「令和 3 年度第 1 回丹波市都市計画審議会後の意見照会（R 3. 7-8 月に実施）意見要旨及び対応方針等一覧」において、「行政ゾーンの記載について：総合計画に位置付けられている『行政ゾーン』の記述がされていない」という意見に対して、「総合計画及びまちづくりビジョンにおいては、『公共的サービス機能の充実、強化（集積）を図る』ゾーンとして位置付けられていますが、策定時における新庁舎建設の可能性を含めた意味合いでゾーニングされていたため、今回の計画では『行政ゾーン』といった記載は控えることにしました。」と対応方針を述べておられます。そして、そのことに関して、令和 4 年度第 1 回丹波市都市計画審議会でも取り上げられており、議事録を見ると、ある委員から、「まちづくりビジョン等をわれわれに説明いただいたときには、いわゆる現在、柏原地域には行政施設が集約されているという特徴をもって行政ゾーンと言っているのです、新庁舎建設についてはそれほど重点が置かれていなかったように記憶しております。そのため、こういう理由で今回、行政の方で記載しないというのは、ちょっと理由として成り立っていないように理解しています。なおかつ、この都市マスは、計画の関係として、まちづくりビジョンであり、総合計画に即するということですね。これだとちゃぶ台返しになってしまっているのではないかという危惧を抱いております。」と発言されています。 この委員のご指摘の通り、「丹波市まちづくりビジョン」では、統合庁舎をどこ	市統合庁舎については、現在建設位置を含む庁舎のあり方の検討、議論を凍結している一方、統合庁舎の整備位置と「行政ゾーン」を直結する解釈をされる市民もいらっしゃるから、本計画独自の地域別方針図－柏原地域では「行政ゾーン」の表示はしておりません。 しかし、本計画が即するものとしているまちづくりビジョンからは、「行政ゾーン」を含む「未来都市構造図」をそのまま引用し、また「行政ゾーン」には都市機能の一つである国・県の行政機関等が立地しており、それは他地域にない特徴ある地域資源であることは現状認識として重要であることから、本計画においても「中心拠点としての都市機能の充実・強化」のまちづくり方針の中で、まちづくりビジョンの「行政ゾーン」としての方向性と整合するよう、ご意見を反映して修正します。	No.23の修正内容のとおり修正。

番号	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（回答案）	修正方法・内容等
		<p>に整備するかということ、「行政ゾーン」をどのエリアにするかということは切り離して考えています。「丹波市まちづくりビジョン」では中心部のゾーニングを考える際に、施設等が何も立地していない状態でゾーニングを考えるなら白紙の状態です。自由にゾーニングを描けますが、既に様々な施設等が立地をしている都市の現状では、既存の施設立地の状況を勘案し、それを尊重し、長い目でゾーニングを誘導することが適当であるという考え方をとっています。そして柏原町柏原地域では既に国や県の行政機関が多数立地している状態を踏まえて、今後さらなる行政機能を集積させることが望ましいエリアという意味で「行政ゾーン」と位置付けています。</p> <p>さらに、統合庁舎の整備場所については、No. 56のパブリックコメントにも記述したように、「庁舎がどのような役割を担い、どのような機能を有するのかなど庁舎の将来像を明確に示し、適地については多面的視点から比較検証を行い決定していく」としており、決して「行政ゾーン」の中で整備するとはしていません。もちろん、多面的比較検証の議論の中では、市が「行政ゾーン」を定めた以上、市の行政機能の中心となる統合庁舎も「行政ゾーン」中に整備すべきだという議論もあるでしょうが、それはあくまでも一つの意見以上のものではありません。あくまでも統合庁舎の適地は、別に総合的な議論をする必要があるわけですから、統合庁舎の整備場所に影響を与えるから「行政ゾーン」の記述を控えるという事務局の考え方、見解はおかしいと思います。</p> <p>また、統合庁舎の整備の議論を凍結するという事は、市長さんがそれを公約に掲げて当選されたわけですから、政治的にはそれで進められたらよい話かと思えます。しかし、統合庁舎整備の話と「行政ゾーン」の話は別の話です。丹波市という自治体としては、「丹波市まちづくりビジョン」において、柏原町柏原地域を「行政ゾーン」として都市機能の集積を図っていくことを明確に示し、それを策定委員会で議論し、市民にもパブリックコメントや市民説明会などを通じて案を固め、議会にも説明するという手続きを経た方針です。これを何の手続きも経ずに、事務局が都市計画マスタープランにおいて記載を控えるということではできないと思えます。「丹波市まちづくりビジョン」の策定経緯の中で、多くの時間と多くの労力を費やし、様々な手続きを踏んで自治体の方針として決定したものを変更するならば、それなりの議論と手続きを踏む必要があると思えます。さらに「行政ゾーン」の記載を控えるというレベルの話ではなく、むしろ「丹波市まちづくりビジョン」で示されている「行政ゾーン」に行政機能の集積を進めるために具体的にどのような方策をとっていくかということ、この都市計画マスタープランに書き込む必要があると思えます。それが総合計画やまちづくりビジョンに「即する」ということだと思います。</p>		